

第56号議案

中間市職員の福利厚生制度に関する条例及び中間市会計年度任用職員の給与及び費用
弁償に関する条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定
により、議会の議決を求める。

令和元年12月3日提出

中間市長 福田 浩

中間市職員の福利厚生制度に関する条例及び中間市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(中間市職員の福利厚生制度に関する条例の一部改正)

第1条 中間市職員の福利厚生制度に関する条例(昭和51年中間市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第1条中「嘱託、臨時職員及び非常勤の職員」を「同法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び同法第22条の3の規定により臨時的に任用された職員」に改める。

(中間市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 中間市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年中間市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第9条第3項中「第17条第3項に規定する率」を「第17条第2項の規定により期末手当基礎額に乗じる率」に改める。

第21条を第22条とし、第20条の次に次の1条を加える。

(給与からの控除)

第21条 給与から控除するものは、給与条例第3条第3項に定めるところによる。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(第1条関係)

中間市職員の福利厚生制度に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(目的及び設置)</p> <p>第1条 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第42条の規定に基づき、職員(同法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び同法第22条の3の規定により臨時的に任用された職員を除く。以下同じ。)の保健、元気回復その他厚生に関する事業を計画実施するため、中間市職員厚生会(以下「厚生会」という。)を設置する。</p>	<p>(目的及び設置)</p> <p>第1条 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第42条の規定に基づき、職員(嘱託、臨時職員及び非常勤の職員を除く。以下同じ。)の保健、元気回復その他厚生に関する事業を計画実施するため、中間市職員厚生会(以下「厚生会」という。)を設置する。</p>

(第2条関係)

中間市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 フルタイム会計年度任用職員の期末手当の支給率は、給与条例第17条第2項の規定により期末手当基礎額に乗じる率とする。</p> <p>4～6 略</p> <p><u>(給与からの控除)</u></p> <p>第21条 <u>給与から控除するものは、給与条例第3条第3項に定めるところによる。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第22条 略</p>	<p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 フルタイム会計年度任用職員の期末手当の支給率は、給与条例第17条第3項に規定する率とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(委任)</p> <p>第21条 略</p>